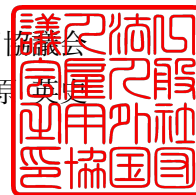


東京出入国在留管理局管轄における就労関係在留資格の審査遅延に対する要望

2023年11月15日

法務大臣 小泉龍司 殿

一般社団法人 外国人雇用協議会
代表理事 原 英博



【主旨】

我が国では、人手不足を背景に、外国人材に対する需要がますます高まっていますが、2022年10月に日本の水際制限が大幅に緩和されて以後、就労関係の在留資格認定証明書交付申請に係る審査において大幅な遅延が発生しております。当現状を踏まえ、法務省に以下を要望いたします。

【要望】

○事象

東京出入国在留管理局管轄において、就労関係の在留資格認定証明書交付申請に係る審査期間がこれまで1か月から3か月程度（公表されている標準処理期間も同様に1か月から3か月）だったものが、4か月から8か月またはそれ以上もの時間を要することが常態化しており、前代未聞の規模と時間で遅延が発生しています。

このような審査遅延により、本国にて待機する外国人の無職期間が長期化することによる不利益と日本での就労断念や、採用計画に狂いが生じたことによって企業等が外国人採用を取りやめざるをえないなどの事態も生じています。また、市民と入管との間に立ち出入国管理行政の円滑な運営に資するとされる行政書士等の申請取次者においては外国人及び企業等からのクレームを一身に受け、審査遅延の責任が転嫁され、大変な疲弊が生じています。

○要望

- ・外国人材の入国件数・在留者数が急激に増加したことなども影響して、在留資格審査を行う当局現場に申請・審査等業務が集中し遅延が生じてしまうのは、やむを得ないものと認識しています。
- ・ただ、入管当局からこうした状況を公式に発表されていないことで、申請する外国人や企業等の不安や混乱を招いているほか、事態を予見することができないため、採用計画を立てることができず大きな不利益も生じています。このような状況を放置すれば、結果として入管行政への信頼を低下させ、さらには日本が「外国人材から選ばれない国」になる要因ともなりかねません。

つきましては、大幅な審査遅延の生じている状況について、一刻も早く公式に発表して関係者に周知徹底いただくよう、要望します。

以 上